

核軍拡とボン基本法（一）

——西ドイツにおけるパーシングII等の配備に関連して——

山内敏弘

I はじめに

1979年12月12日にブリュッセルで開かれたNATOの外相・国防大臣特別会議で西ヨーロッパへの新たな核配備についていわゆる「二重決議(Doppelbeschluß)¹⁾」がなされ、これを契機として反核平和運動がヨーロッパ各地で動きおこり、それが今日まで続けられていることは、わが国でもすでに周知のところである。ヨーロッパの他の国々については詳しい情報を得ていないのでここでは触れないとして、たまたま私が1983年8月から翌年9月まで滞在した西ドイツの状況についていえば、「二重決議」に基づいて西ドイツでは108基のパーシングIIと96基の巡航ミサイルの配備が決定されたということがあって、反核運動の盛り上がりは、当初の予想をはるかに越えるものであった。なかでも、1983年10月22日に西ドイツの各地で繰りひろげられた平和行動はその圧巻といってよく、首都ボンでは約50万人の人達がボン大学前の広場を埋めつくしたし、またパーシングIIの配備が決まったノイ・ウルムと米軍在欧司令部があるシュトゥットガルトとの間の約108kmの道路は、とぎれることのない人間の鎖(Menschenkette)の列でつながれたのである。新聞は、この日の平和行動を、一日のそれとしては「西ドイツはじまって以来最大のもの」²⁾と評したほどである。

-
- 1) 「二重決議」の全文は、Abrüstung, Nachrüstung, Friedenssicherung, Beck-Texte im dtv 1983 S. 73ff に収録されている。また、「二重決議」の成立背景については、H.G. Brauch, Die Raketen Kommen! 1983 S. 9ff; L. Ruehl, Der Beschluss der NATO zur Einführung nuklearer Mittelstreckenwaffen, in Europa-Archiv 1980 S. 99ff; Studiengruppe Militärpolitik, Aufrüsten, um abzurüsten? 1980 S. 28ff.
 - 2) Frankfurter Rundschau v. 24. 10. 1983.

たしかに、このような運動も、西ドイツの政府や議会を最終的に動かすまでは至らず、1983年11月23日には、連邦議会は連邦政府の要請を受けてパーシングII等の配備を支持する決議を行っている³⁾。そして、これに伴い反核運動も気勢をそがれて一時期に比べるとやや下火になってきたとの感があることは否めない事実である。しかし、それにもかかわらず、従来の運動がこれによって姿を消してしまったわけではないことは1984年4月22日～23日の復活祭における平和行動の盛り上がりによっても示されているし⁴⁾、さらにはパーシングII等の現実の配備という事態に直面して事態の重大性はある意味では一層深刻に受けとめられてきているといってよいと思われる。事柄は、単に兵器の配備の問題というにとどまらず、西ドイツの平和保障の根幹にも関わっているからである。

このような問題の重大性は、最近数年間のあいだに西ドイツで出版されてきている数多くの平和・安全保障関係の文献を通してもうかがい知ることができるといえよう。ちなみに、これら多数の文献のうちのいくつかにざっと目を通しただけでも、そこには、従来のNATO体制を前提としながらも、その核抑止力論に再考をうながすもの、核抑止力論に代えて在来兵器の意義の再認識を求めるもの、NATO体制そのものに再検討を迫るもの、さらには軍事的な安全保障そのものの限界を説き、それに代えて非暴力の社会的防衛(Soziale Verteidigung)を主張するものなど、実にさまざまな論議が展開されているのである⁵⁾。

3) 連邦議会の採決は、賛成286、反対226、棄権1であった。CDU/CSUとFDPが賛成にまわり、SPDとDIE GRÜNENが反対に回った。なお、これは、あくまでも単なる決議であって、法律案の可決ではない点は、後述するように問題を残している。この決議に先立つ連邦議会の討論については、F. Duve(hg), Die Nachrüstungs-debatte im Deutschen Bundestag 1984 S. 11ff.

4) Frankfurter Rundschau v. 24. 4. 1984は、西ドイツ各地で50万人近い人々が復活祭の平和行動に参加したと報じている。

5) 近年西ドイツで出版されている実に多数の平和・安全保障関係の文献をすべてここに列挙することはもちろん不可能である。比較的簡単に入手し得て、重要と思われるものだけでも、つぎのような文献がある。Hessische Stiftung für Friedens- und Konfliktforschung (hg), Friedensanalysen für Theorie und Praxis Bd 1～11 1975～1980; D. Lutz, Weltkrieg wider Willen? 1981; Komitee für Grundrechte und Demokratie (hg), Frieden mit anderen Waffen 1981; T. Ebert, Soziale Verteidigung Bd. 1～2 1981; H. Rasch, NATO-Bündnis oder Neutralität? 1981; D.

核軍拡とボン基本法

西ドイツにおいて、現在、平和保障・安全保障をめぐる論議は一つの大きな曲がり角にさしかかっているといつても、決して云いすぎではないであろう。

ところで、パーシングII等の配備に関しては、以上のようなわざ政治・軍事レベルの議論と並んで、当然のことながら多くの法律レベルの議論もなされてきていることを見過すわけにはいかないであろう。パーシングII等の配備、さらにはそれに対する反対運動のあり方等にも関連してこの間に提起されてきた法律問題を、たとえば I. v. Münch⁶⁾ や W. Däubler⁷⁾ などにならって列示すれば、ほぼつぎのような問題が挙げられるであろう。すなわち、(1)西ドイツの領域内への核配備をめぐる国際法上の合法性、(2)アメリカがパーシングII等を発射した場合の西ドイツの国際法上の責任、(3)パーシングII等の発射権限と西ドイツの主権の関連、(4)パーシングII等の配備がボン基本法の平和条項や人権条項に適合するか否かの問題、(5)パーシングII等配備の法的根拠をめぐる問題、これに関連してパーシングII等の配備が議会の法律形式による承認を必要としないか否かの問題、(6)パーシングII等の配備に反対する抵抗権あるいは市民的不服従の是非の問題、(7)公務員や裁判官の政治活動の自由とその限界、(8)いわゆる「非核地帯 (atomwaffenfreie Zone)」の問題などである。

これらの問題は、いずれもそれなりに重要な法律上の問題であることはもちろんであり、たとえば核配備をめぐる国際法上の合法性の問題は、核兵器の存在そのものの合法性とも関わって西ドイツにおいても從来から論じられてきたテーマであるし⁸⁾、また「非核地帯」決議をめぐる論議は欧米の他の地域さら

Senghaas, Abschreckung und Frieden 1981; E. Eppler, Wege aus der Gefahr 1981; U. Albrecht, Kündigt den Nachrüstungsbeschuß 1982; G. Bastian, Atomtod oder Europäische Sicherheitsgemeinschaft 1982; O. Lafontaine, Angst vor den Freunden 1983; E. Eppeler, Die tödliche Utopie der Sicherheit 1983; J. Tatz (hg), Alternativen zur Abschreckungspolitik 1983; Arbeitsgruppe Friedensforschung Tübingen (hg), Atomwaffenfreiheit und Europäische Sicherheit 1983; J. Galtung, Es gibt Alternativen! 1984.

6) I. v. Münch, Rechtsfragen der Raketenstationierung, in NJW 1984 Heft 11 S. 578f.

7) W. Däubler, Stationierung und Grundgesetz 1982 S. 11ff.

8) E. Menzel, Legalität oder Illegalität der Anwendung von Atomwaffen 1960; F. Berber, Lehrbuch des Völkerrechts Bd. 2, 1962 S. 171f; Däubler, a. a. o. s. 21ff.

獨協法学

にはわが国でも同様な運動が見られるだけに注目に値するといえる⁹⁾。あるいはまた、公務員や裁判官の政治活動の自由とその限界をめぐる論議に関しても、その自由がわが国に比べてはるかに広く承認されていることを前提としたものである点で少なからず示唆的といえる¹⁰⁾。さらには、抵抗権または市民的不服従の問題が反核運動の中で改めて提起されてきたことも、重要な問題である。たとえば、ペーシングIIの配備という事態を踏まえて、作家のG. Grassは、「ペーシングIIは第一撃兵器である。ペーシングIIの配備の開始により、連邦軍はもはや防衛任務を遂行するものではなくなった。それは、基本法第26条をねじ曲げるものである。憲法のこのようなねじ曲げに対しては、抵抗をすることが妥当である¹¹⁾」と説いて、かなりの論議を呼んだが、このような見解

9) この問題についても文献は少なくない。たとえば、B. Huber, Die Erklärung des Gemeindegebiets zur „atomwaffenfreien Zone“, in NVwZ 1982 Heft 12, S. 662ff; E. Michels, Atomwaffenfreie Zonen „von unten“, in Blätter für deutsche und internationale Politik 11/1982 S. 1330ff; W. Däubler, „Atomwaffenfreie Zonen“ in der Bundesrepublik?, in ZRP 1983 Heft 5 S. 113ff; U. Penski, Gemeindliche Zuständigkeit und staatliche Verteidigungspolitik, in ZRP 1983 Heft 7 S. 161ff; W. Vitzthum, „Atomwaffenfreie Zonen“ auf Gemeindeebene, in JA 1983 Heft 11 S. 557ff; A. Schmitt-Kammler, Zur verfassungsrechtlichen Beurteilung gemeindlicher „atomwaffenfreier Zonen“, in DÖV 1983 Heft 21 S. 869ff; J. Hofmann, Die verfassungs- und kommunalrechtliche Zulässigkeit von Gemeinderatsbeschlüssen zu verteidigungspolitischen Fragen, in DVBL 1984 S. 116ff.

10) K. Bieback / M. Kutsch, Politische Rechte der Beamten 1984 S. 69ff. ちなみに、1983年6月4日に450人の裁判官や検察官がボンに集まり、「平和のためのフォーラム」をもった。そこではペーシングII等の配備が憲法並びに国際法に違反する旨の声明が出された(小冊子のRichter und Staatsanwälte für den Frieden 1983参照)が、その後これに参加した裁判官や検察官について処分がなされたという話は聞いていない。また兵士の政治活動も、兵士法の規定よりも現実にはるかに自由で、制服で兵士が平和集会等に参加するのはごく当たり前となっている。なお兵士の政治活動の自由については拙稿「西ドイツの軍隊と兵士の人権」独協法学18号195頁以下参照。また、最近の文献としては、F. K. Schoch, Verfassungsrechtliche Grundlagen der Einschränkung politischer Betätigung von Soldaten, in AöR 1983 Bd.108 S. 215ff; F. Borkenhagen (hg), <Wehrkraftzersetzung> 1984.

11) G. Grass, Widerstand lernen 1984 S. 95. なお、Grassのこのような呼びかけに対しては、アレンスバッハの世論調査研究所が1984年の1月に行ったアンケート調査の集計結果によれば、賛成22%, 反対58%のことである。ただし、30歳以下の若者については、賛成は35%にのぼるとされる(Frankfurter Rundschau v. 2. 5. 1984)。

核軍拡とボン基本法

をどのように考えるかは、憲法上も決して無視しえない問題であるといえよう¹²⁾。

ただ、これらもろもろの問題をすべて本稿において取扱うことは、もちろん、不可能である。したがって、以下においては、上記諸問題のうち、パーシングII等の配備に関する法的根拠の問題、パーシングII等の配備とボン基本法の平和条項の関連、そしてパーシングII等の発射権限と西ドイツの主権の関連とテーマをしばり、合せてパーシングII等の配備に関連して最近出された連邦憲法裁判所の判決についても論及するということにしたい。その他の問題については、将来の検討に委ねることにしたい。

II パーシングII等配備の法的根拠

パーシングII等の西ドイツへの配備は、前述したように、直接的には1979年12月12日のNATOの外相・国防大臣特別会議において決定されたものであるが、このような決定（およびそれに加わった連邦政府の同意）のみによってパーシングII等の配備についての法的根拠が十分に充たされたといえるか否かについては、西ドイツにおいて少なからざる論議がかわされている。たとえば、「二重決議」はそれ自体条約でない以上、このような決議のみによって西ドイツの国民の生存に重大な影響を及ぼす決定を行うことは手続法的にみても疑義がある、あるいはこののような重大な事項については立法部の法律形式による承認が少なくとも必要ではないかといった批判も出されているのである。もっとも、この問題については、このような批判とはまったく逆の立場からする見解、すなわち、パーシングII等の配備については、本来アメリカは西ドイツ政

12) 抵抗権または市民的不服従に関する最近の文献としては、P. Glotz (hg), *Ziviler Ungehorsam im Rechtsstaat* 1983; R. Dreier, *Widerstandsrecht im Rechtsstaat*, in: *Recht und Staat im sozialen Wandel*, Festschrift für Scupin 1983 S. 573ff; Gustav Heinemann Initiative (hg), *Recht zum Widerstand* 1983; B. Streithofen (hg), *Frieden im Lande, vom Recht auf Widerstand* 1983; T. Meyer/S. Miller/J. Strasser (hg), *Widerstandsrecht in der Demokratie* 1984; G. Jochheim, *Die gewaltfreie Aktion* 1984. の他、JZ 1984 Heft 6 所収の U. Karpen, R. Wassermann, G. Frankenberg の諸論文を参照。

府の同意を得る必要はないのであり、したがって場合によっては西ドイツ政府の意向に反してもこれら兵器の配備を行うことができるとする見解がかねてから表明されてきたことも、決して無視するわけにはいかないであろう。そこで、以下においてはまず、後者の見解から検討してみることにしよう。

(一) ドイツ条約および NATO 条約との関連

パーシングⅡ等の配備をアメリカは西ドイツの同意なしでも行い得るとする見解は、かねてからアメリカの政府当局者によって表明されていたものである。たとえば、ワインバーガー長官は、自国の軍隊（したがって、ヨーロッパに配備されたそれをも含めて）を、「自国が有する最良の兵器をもって武装する」権利をアメリカはもっているのであり、いかなる者もそれを阻止することはできないと述べているし¹³⁾、大統領の首席補佐官の E. Meese は、1981年の段階で「NATO の条約も、軍隊の駐留に関する条約も、なんら、ワシントンはヨーロッパにおける合衆国軍隊に新しい兵器を導入する際に相手国の許可を求めなければならない旨を（規定しては）いない」と述べた¹⁴⁾。また、西ドイツの外務省部内から出された意見書の中でも、従来からの占領国の権利に基づいて、合衆国は連邦政府の同意なしに新しい兵器を配備することができると述べたものがある¹⁵⁾。

このような見解は、ある意味では戦後の西ドイツが置かれた国際法的にみて特殊な地位を抜きにしては考えることができないものであるが、しかし、そのような事情を考慮に入れたとしてもなお、支持しうる見解といえるか否かは少なからず疑問が存するところであろう。西ドイツが今日完全な意味での主権国家となっているか否かは、たとえばベルリン問題一つを例にとっても明らかのように種々論議が存するところであるが¹⁶⁾、しかし、いずれにしても、かり

13) ただし、E. Bahr, *Was wird aus den Deutschen?* 1982 S. 204 による。

14) *Der Spiegel*, 1981 Nr. 14, S. 19 による。

15) D. Deiseroth, *Stationierung amerikanischer Atomwaffen—begrenzte Souveränität der Bundesrepublik*, in *Kritische Justiz* 1983 Heft 1 S. 2 による。なお、Bahr, a. a. O. S. 204 も、ワインバーガー長官の発言を「法的には正しい」としている。

16) ドイツの主権問題については、とりあえず vgl. O. Kimminich, *Die Souveränität*

になんらかの形での主権制限が認められるにしても、それ自体は条約上の根拠が必要なことは否定し得ないところだからである。検討されるべきは、かくして、アメリカが連邦政府の同意なしでも核兵器の配備をなし得るとする条約上の根拠がはたしてどこにあるのかという点である。

この点について検討の対象となるのは、いうまでもなく、ドイツ条約あるいはNATO条約であろう。たとえば、1954年10月23日に締結され、1955年5月5日から効力が発生したドイツ条約¹⁷⁾は、第1条において戦後西ドイツの占領体制の終えんを宣言し、「連邦共和国は、これによって対内的・対外的事項について主権国家のもつすべての権能を有する」と規定しているが、同時に、それにもかかわらず、第2条以下においてはさまざまな連合国側の権利の留保あるいは西ドイツの主権制限を規定している。しかし、たとえば第2条に関していえば、そこでアメリカ等三国に留保されているのはあくまでも三国が従来行使し、保有してきた権利および責任のうち、「ベルリンおよび全体としてのドイツに関するもの（ドイツの再統一および平和条約の締結を含めて）」に限定されているのである。それ以外の目的のための軍隊の配備等については、同条はなんら規定するところではないのである。かくして、同条を根拠として連邦政府の同意なしのパーシングII等の配備を正当化することはむつかしいことになるのである¹⁸⁾。また第4条1項1段は、アメリカ等三国は、「ドイツの防衛寄与に関する取り決めが効力を発するに至るまでの間、三国は引き続き連邦共和国における軍隊の駐留に関して三国が従来行使し、保有してきた権利を保持する」と規定している。しかし、ここで規定されている「ドイツの防衛寄与に関する取り決め」とは、いうまでもなく西ドイツのNATOへの加入を意味していたのであり、したがって西ドイツが1955年5月6日にNATOに加入した

der Bundesrepublik 1970; H. Rumpf, Land ohne Souveränität 1973; U. Engberg, Wie souverän sind wir eigentlich?, in: Betz/Kaiser (hg), Wissenschaft zwischen Krieg und Frieden 1983 S. 168ff. ベルリンを含めたドイツの法的地位については、さしあたり、J. Frowein, Die Rechtslage Deutschlands und der Status Berlins, in: E. Benda/W. Maihofer/H. J. Vogel (hg), Handbuch des Verfassungsrechts 1983 S. 29ff.

17) ドイツ条約は、Sartorius II, Nr. 600 に収録されている。

18) Däubler, a. a. O. S. 84f; Deiseroth, a. a. O. S. 7ff.

獨協法学

時点でのこの条項は実質的な意義を失ったと解されることになるのである¹⁹⁾。

それでは、この条項にとって代った NATO 条約あるいはそれに基づく軍隊の地位に関する条約などに、西ドイツ政府の同意なしの核兵器等の配備を容認する規定があるのかといえば、これら条約にもその種の規定は見出されないのである²⁰⁾。ちなみに、NATO 条約は、承知のように全文14条からなる短かいものであるが、この問題に若干関係があると思われる第3条では、条約加盟国が「効果的な自助及び相互援助によって武力攻撃に対する共同の抵抗力を維持、促進させる」とあるだけであるし、また相互防衛義務を規定した第5条でも、軍隊の配備等についてはなんら言及されていないのである。また NATO 条約の下で締結された「NATO 軍隊の法的地位に関する取り決め」(いわゆる NATO-Truppenstatut)²¹⁾ についていえば、これは文字通りいったん整備された軍隊の法的地位、諸権利、義務などについての規定であって、軍隊の派遣そのものあるいは兵器の配備そのものの手続などについてはなんら定められていないのである。むしろ、この Truppenstatut についていえば、第2条で、「軍隊……および……その構成員……は、駐留している国の法を尊重する義務を負う」と規定している点が留意されてもよいであろう。

ドイツ条約に議論をもどせば、同条約の第5条2項は、「三国がこれまで保有し、かつ行使してきた、連邦共和国内に駐留する軍隊の安全の確保に関する権利は、権限ある西ドイツ当局がドイツの立法によって然るべき全権を保持し、これら軍隊の安全の確保のための効果的な措置を講ずることができるようになる」までの間、引き続き存続すると定めている。しかし、この条項も、すでに承知のとおり、1968年のいわゆる非常事態憲法の制定によって、三国の「軍隊の安全の確保」のための効果的な措置は講ぜられたとされることによって、現実的な意味は失ったのである²²⁾。

かくして結局のところ残るのは、ドイツ条約の第4条2項およびそれに基づ

19) Däubler, a. a. O. S. 84; Deiseroth, a. a. O. S. 4.

20) Däubler, a. a. O. S. 84ff.

21) Truppenstatutについては、Sartorius II, Nr. 66b 参照。

22) Däubler, a. a. O. S. 84; Deiseroth, a. a. O. S. 4.

くいわゆる配備条約 (Stationierungsvertrag) ということになる。ちなみに、ドイツ条約の第4条2項2段では、「連邦共和国は、ドイツの防衛寄与に関する取り決めの効力発生以後において、その効力発生の時点におけるのと同一の国籍および実兵力 (gleiche Nationalität und Effektivstärke) をもつ軍隊の配備に同意する」と規定されている。これは、確かにアメリカ等の軍隊の配備を容認した規定とみなすことが可能であろう²³⁾。ただし、それはあくまでも1955年5月の時点におけるアメリカ軍隊と「同一の実兵力」の軍隊の駐留である。この条項に基づいて締結されたいわゆる配備条約 (Stationierungsvertrag) (正式には、「ドイツ連邦共和国内における外国軍隊の駐留に関する条約」)²⁴⁾では、第1条1項においてドイツ条約第4条2項2段の上記規定とほぼ同一の規定を置くと共に、合せて同条2項では、「本条1項に基づき連邦共和国に配備される軍隊の実兵力は、ドイツ連邦共和国政府の同意をもって、いつでも増強することができる」と定められているのである。この規定に従えば、パーシングII等の配備がなんらアメリカ軍隊の従来の「実兵力」の増強に資するものではないという立場をとるならば格別、そうでない以上は、連邦政府の同意なしには、パーシングIIのごとき新たな実兵力の配備は条約上も認められないことになるのである。

(二) 連邦政府の見解

パーシングII等の配備が西ドイツ側の同意なしでも可能であるとする見解にはなんら合理的な根拠がないことが以上において明らかとなったが、この点

23) もっとも、この点についても後述するように厳密にいえば問題がないわけではない。同条項は、従来の占領国としてのアメリカ等三国の軍隊の配備は認めていたが、そのことは必ずしもNATOの軍隊——およびその組織機構の下にあるアメリカの軍隊——の配備を認めたことと法的に同一ではない、と捉えることも可能だからである。この点については、U. Preuß, I. Staff, D. Sterzel, M. Zuleeg 等の学者も署名している Appell der Initiative „Richter und Staatsanwälte für den Frieden“ an Bundestag und Bundesregierung, die Zustimmung zur Stationierung neuer Mittelstreckenraketen nicht zu erteilen, in Frankfurter Rundschau v. 17. 11. 1983 を参照。

24) この条約については、Abrüstung, Nachrüstung, Friedenssicherung, a. a. O. S. 66.

は、今日においては、結局のところ連邦政府自身も認めるところとなっている。たとえば、1983年10月14日、連邦政府は、Die Grünen の核配備に関する一連の質問に対して比較的まとまった形での答弁書を発表しているが、この中で連邦政府は、ほぼその趣旨の答弁をしているのである。もっとも、この答弁書は、それと同時にパーシング II 等の配備については、連邦政府の同意以外には、たとえば連邦議会の法律形式による同意なども一切必要ないと述べている点でも、見逃し得ないものである。したがって、以下、同答弁書がパーシング II の配備の「法的根拠」について述べているところをみてみることにしよう²⁵⁾。

「同盟国軍隊の連邦共和国内への配備についての法的根拠は、ドイツ条約、およびその実施のために1954年10月23日に締結されたドイツ連邦共和国内における外国軍隊の駐留に関する条約である。立法府が基本法第59条2項に基づき同意を与えたこれら条約において、ドイツ連邦共和国は、条約締結時点における実兵力の外国軍隊の引き続きの駐留に同意する旨を明らかにした。これは、非在来兵器を含む装備をも包含するものである。実兵力の増強は、連邦政府の同意に基づいて行われる。これら条約によって、ドイツの主権原理にも、基本法のその他の諸要件にも然るべき配慮が払われている。同盟諸国のあいだでは、非在来兵器の配備は、NATO の防衛計画と合致した形で、かつ直接の関係国の了解の下において決定されるという点で、見解の一一致がみられている。この了解の下にななされる手続は、実際にも守られてきている。その変更は、考えられていない。ドイツ連邦共和国の領域内への兵器の配備についての西側同盟国の権利は、爾来条約上の取り決めの枠内においてのみ存在している。

基本法第59条の要件は、立法府がドイツ条約およびその実施のために締結された1954年10月23日のドイツ連邦共和国内における外国軍隊の駐留に関する条約に対して当時同意を与えたところの法律によって、充たされている。これらの(同意)法律の制定の段階で、すでにドイツ連邦共和国の領域には核兵器が配備されていた。これら条約に含まれている駐留軍隊の装備についての諸規定が

25) 政府答弁書は、Deutscher Bundestag, Drucksache 10/487 に収録されている。以下の引用については同6頁以下参照。なお、Die Nachrüstungsdebatte im Deutschen Bundestag, a. a. O. S. 21ff をも参照。

核軍拡とボン基本法

核兵器をも含むものであることは、疑いを入れない。……NATO の『二重決議』の実施のためになされる新たな核兵器の配備についての連邦政府の同意は、それ自体としては規範的な性格をもつものでもないし、また基本法第59条2項の意味での『連邦の政治的関係』になんらかの状況の下で関わってくるというものでもない。この点とは無関係に、ドイツ連邦共和国の領域内へのアメリカの中距離核兵器体系の配備に先立って、連邦議会には、議会の統制権能の枠内でこれについての見解を表明する機会……が与えられるであろう。なお、基本法に基づいて決定された、これら核兵器の配備にも関わるところの法律上の諸規定を実施するために、双務的な形でかつ NATO の枠内において取り決めや協定がとり結ばれているが、これらは、ドイツ連邦共和国および NATO の対外的安全にとって有する重要性にかんがみて、秘密にされている」。

(三) 法律形式による同意の要否

パーシングII等の配備については、連邦政府による同意のみで十分であって、連邦議会による法律形式によるさらなる同意は必要ではないとする以上のような連邦政府の見解については、学説上は、賛否両論が存在しているといってよい。たとえば、v. Münch²⁶⁾ や A. Bleckmann²⁷⁾ は、連邦政府と原則的に同様の見解を表明しているのに対して、N. Paech²⁸⁾、W. Däubler²⁹⁾、U. Preuß³⁰⁾ は、これに反対する見解を表明しているのである。そこで、以下においてはこれら学説の説くところをごく概略的に検討してみることにする。

まず不要論からであるが、たとえば v. Münch は、その理由をつぎのように述べる。「(a)(基本法) 第59条2項1段は、特定の国際法上の条約についてのみ連邦法律の形式による連邦議会の同意と連邦参議院の協力を必要と定めている。ところが、NATO の二重決議は、国際法上の条約ではなんらないし、単

26) v. Münch, a. a. O. S. 577ff.

27) A. Bleckmann, Gesetzesvorbehalt für Nachrüstung?, in DVBL v. 1. 1. 1984 S. 6ff. また、vgl. A. Weber, Nachrüstung und Grundgesetz, in JZ 1984 S. 593f.

28) N. Paech, Grundgesetz kontra Raketen 1983 S. 29ff.

29) Däubler, a. a. O. S. 123ff.

30) Frankfurter Rundschau v. 17. 11. 1983.

に政府の代表者達の同意声明からなるところの政治的意図表明でしかない。連邦政府がそこにおいて与えた核配置への同意は、したがって、一方的な声明であり、それ故……第59条2項1段の適用範囲からはみ出るものである。(b)もちろん、問題とされるべきは、このような一方的な見解の表明が、それ自体必要とされる条約締結の手続、したがってまた立法府による法律形式の同意の必要性をあるいは回避しているのではないかどうかという点である。しかし、そのようなことはない。けだし、連邦政府の声明は、なんら条約にとって代わるものではなく、単に、1954年10月23日の連邦共和国内における外国軍隊の駐留に関する条約(配備条約)に規定された、『ドイツ連邦共和国政府の同意』(『連邦議会の同意』ではない)をみたすものでしかないからである。(c)『連邦政府の同意』を『連邦議会の同意』によって置き代えることは、配備条約第1条に閑して連邦共和国が国際法上許されない一方的な変更を加えることを意味するであろう。(d)以上にもまして忘れるべきでないのは、(パーシングII等の)配備が法律上の根拠を欠くものでは実はなんらないということである。(パーシングII等の)配備を、連邦共和国に配備される軍隊の実兵力の増強と捉えるならば(多くの人達がこれに同意しているが)、連邦法律による同意は、配備条約に対する条約法律(同意法律)によってすでになされている³¹⁾」。

また、v. Münchとともに、不要論を主張する A. Bleckmann は、その根拠を要旨つぎのように説いている。まず、基本法第59条2項との関連では、v. Münch とほぼ同様に、一方では「二重決議」が同条項にいう条約には該当しない旨を指摘すると共に、他方ではすでに「配備条約」によって連邦議会による法律形式の同意はなされていると説く。そして、配備条約にいう「実兵力」の中には当然にパーシングII等のような核兵器も含まれるとして、この点を以下のように説明する。「ドイツ連邦共和国がアメリカの軍隊の配備そのものに同意した以上は、……これら軍隊の装備の範囲及び規模はアメリカ政府の決定に委ねられている」。これら軍隊がなんら装備・兵器をもち得ないとすれば、配備そのものが無意味になるからである。「このような国際法上の状態が変更されるべきであるとしたならば、そのような場合には、実兵力の増強について

31) v. Münch, a. a. O. 581f.

の条項のように、条約上の特別の規定が必要となってくる。」「したがって、かりにもし配備条約第1条にいう実兵力という概念に核兵器による武装または装備が含まれないとしたならば、その場合には、むしろ、（核兵器の配備についての）連邦政府の同意もなんら必要ではないことになる。そのようなことは、……ドイツの利益とも矛盾することになるであろう³²⁾」。

また、Bleckmannは、パーシングII等の配備がドイツ国民の生存にも重大な関係をもってくることからいわゆる法律の留保が国内法上も必要となってくるのではないかという問題についても論及し、その不要性を結論的にはつぎのように説く。「従来の学説判例の一致した見解によれば、——議会の単純な決議ではなく——形式的な意味における法律のみが、市民、裁判所そして行政官庁を法的に拘束する効果を有する」。このことを裏返していえば、市民、裁判所そして行政官庁を法的に拘束する、あるいは換言すれば、市民の権利を直接的に侵害する規定のみが法律形式によることを必要とするのであって、市民の基本権に対する単に間接的な侵害 (nur mittelbarer Eingriff) は、必ずしも法律形式を要しないことになる。「配備をするか否か (ob) だけではなく、いかに配備をするか (wie) ということ、したがって配備の様態 (Modalitäten) もまた、基本権のさらなる侵害 (einen weiteren Eingriff) をもたらし、かくてこのような配備の様態の実施を確保しつつ基本権を保障するためには行政官庁と裁判所に対する厳格な法律的な拘束を必要とするような場合にだけ、法律形式による決定が明らかに必要となってくる。しかし、事態が (パーシングII等の配備の場合) そのようなものでないことは、明らかである³³⁾。」

以上のような不要論に対しては、これと反対の必要論も、西ドイツにおいて少なからず説えられている。たとえば、Däublerは、いわゆる法律の留保に関しては、連邦憲法裁判所の判例がつぎのような見解を採用していることを根拠にして、パーシングII等の配備についても法律の留保が必要である旨を主張する。「『自由と財産の侵害』が問題となる場合にだけ法律が必要であるという、19世紀の立憲主義的、市民自由主義的国家観に刻印された定式は、現代の憲法

32) 以上については、Bleckmann, a. a. O. S, 13f.

33) 以上については、Bleckmann, a. a. O. S. 9.

の理解にはもはや十分には適合しない。ボン基本法がそうであるような、民主主義的・議会主義的憲法体制の下では、市民に直接関わるすべての原則的な問題 (alle grundsätzliche Fragen, die den Bürger unmittelbar betreffen) についての決定は、法律によって、しかも実務で行われている『侵害』の定義標識からは解き放たれた形でなされなければならないと捉えることの方が、より納得がいく。個人に給付と機会を保障し、かつ提供する国家の行為は、自由の下での存在にとっては、『侵害』の不作為と比較してもその意義において勝るとも劣らない場合がしばしばある。後者の場合と同様、前者の場合でも、議会によって決議された法律には、単純な行政行為と比較して、より直接的な形での民主主義的正当性が付与されるし、また、議会の手続は、討論と決定探求についてのより高度の公開性を保障し、かくて相対立する利害の調整へのより大きな可能性を保障することになる³⁴⁾。法律の留保についての連邦憲法裁判所のこのような考え方は、その後、原子力の平和利用に関する連邦憲法裁判所の判例でも基本的には踏襲されているものであるが、³⁵⁾ Däublerによれば、原子力の平和利用についての原則的決定が法律の留保に服するとすれば、その軍事的な利用についても当然に法律の留保に服すことになる。「軍事の領域においては、政治的にそれほど微妙ではない領域に比較して、法律の留保はより広範に及ぶ³⁶⁾」のである。

34) BVerfGE, Bd. 40 S. 249.

35) BVerfGE, Bd. 49 S. 89ff. ちなみに同判決 (S. 126) には、つぎのような指摘がなされている。「ドイツ連邦共和国の主権領域内における核エネルギーの平和利用の法的許容性の可否についての規範的基本決定は、それが市民に対して、とりわけ市民の自由と平等領域、全般的な生活関係に対して広範な影響力を及ぼすことに照らして、またそれと必然的に結びつく規制の種類および強度に照らして、法律の留保を必要とする基本的および本質的決定 (grundlegende und wesentliche Entscheidung) である」。なお、この判決については、J. Listl, Die Entscheidungsprärogative des Parlaments für die Einrichtung von Kernkraftwerken, in DVBl 1978 S. 10ff; F. Ossenbühl, Kernenergie im Spiegel des Verfassungsrechts, in DöV 1981, S. 1ff.

36) Däubler, a. a. O. S. 128. なお、法律の留保をめぐる問題については、承知のように行政法学の領域でも基本テーマの一つとなっているが、ここでそれに立てる余裕はない。とりあえずは、憲法の領域からする概説的な説明として、F. Schnapp, Kommentierung des Art. 20, in: v. Münch (hg), Grundgesetz-Kommentar Bd. 1 1981 S. 740ff.

Däubler は、さらに、配備条約第1条2項が前述したように「連邦共和国に配備される軍隊の実兵力は、ドイツ連邦共和国政府の同意をもって、いつでも増強することができる」と規定している点についても、つぎのように説明する。「配備条約は、第1条2項において、単に『実兵力』は連邦政府の同意によって増強することができると規定しているにすぎない。連邦政府の決定が依拠すべきところの基準については、なんら言及していない³⁷⁾」。そして、ドイツ条約にも、NATO条約にも、この点についての手がかりが存在していない。以上は、立法府自身が配備についての決定権限をもつことにならざるをえない。

以上のような Däubler の主張と並んで、Paech も、法律の留保については連邦憲法裁判所の前引の判例の立場を踏まえて、法律形式による同意が必要な旨を指摘するが、さらに Paech よれば、法律形式の同意は基本法第59条2項の趣旨からいっても、必要となってくる。同条項は、「連邦の政治的関係」を規律する条約について連邦法律の形式による同意を必要とすると定めているが、これは、連邦憲法裁判所の判例³⁸⁾によれば、「国家の存立、その領土的統一、その独立、国際社会の中でのその地位あるいは重要な役割」に関わるような条約のことを指しているのであり、パーシングII等の配備は、まさにこのような意味での「連邦の政治的な関係」に関わってこざるをえないからである。けだし、核配備をめぐる今日の国際的な論議およびそこにおいて西ドイツが果たしている中心的な役割に照らせば、事柄が西ドイツの「存立」や「国際社会の中での重要な役割」に関わっていることは明らかだからである³⁹⁾。また、配備条約第1条の1項や2項も、連邦議会の法律形式による同意を不要とする根拠にはなり得ない。なぜならば、「この規定は、あまりにも一般的かつ不確定的なものであって、連邦憲法裁判所が定義づけているような法律の留保規定の意義および目的には適合しない」からである。「配備条約を根拠とすれば、それは、質的にまったく新しい兵器の配備のごとき基本的かつ重要な問題を、『討論と決定探求についての公開性』を伴なった議会による立法手続を踏

37) Däubler, a. a. O. S. 126.

38) BVerfGE, Bd. 1 S. 380ff.

39) Paech, a. a. O. S. 32.

むことなく、そのまま政府の決定に委ねてしまうことを意味している。配備条約第1条1項にみられるような『授權』は、政府の行動への無制限の白地手形となり、議会のための法律の留保を著しくないがしろにすることになる⁴⁰⁾」。

以上、パーシングII等の配備についての法的根拠をめぐって西ドイツでくりひろげられている議論の主要なところを検討してきた⁴¹⁾。ここで、この問題についての感想を付け加えれば、パーシングII等の配備を西ドイツ政府の同意なしにも行い得るとする見解はもちろんのこと、連邦政府の同意があれば十分で、連邦法律による同意は不要であるとする見解（連邦政府の見解でもあるが）にも、多分に疑問が存するようと思われる。不要論の根拠とされている配備条約第1条2項は、対外的な承認が連邦政府の同意を通じてなされることを規定しているだけで、国内的な手続きとして議会による法律形式の同意が必要か否かについてはなんら規定しておらず、この点については、いうまでもなく基本法をはじめとする国内法規の定めるところに委ねられていると解する見解が説得力をもつからである。そして、そうであるとすれば、パーシングII等の配備は、まさに基本法第59条2項にいう「連邦の政治的関係」に関わるものであり、かくして同条項に基づき法律形式による同意を必要とすることにならざるをえないと思われるからである。さらに、いわゆる法律の留保について連邦憲法裁判所が採用している見解に照らしても、ドイツ国民の生存にきわめて重大な影響を及ぼすことになるパーシングII等の配備は、少なくとも手続的には連邦議会の法律形式による同意が必要であると解する見解がより妥当なもののように思われる。このような法的な手続を踏むことを怠ったことにより、パー

40) 以上については、Paech, a. a. O. S. 31.

41) なお、その他 U. Preuß 等が署名したアピール (Frankfurter Rundschau v. 17. 11. 1983) では、NATO条約とドイツ条約とでは本来その性格が別である（たとえば、締約国はちがうし、条約の解約手続もちがう）、NATOの軍隊の一部としてのアメリカ軍へのパーシングII等の配備をドイツ条約に基づいて根拠づけるのはおかしいとする論点も出されている。かりにこのように解しうるとすれば、西ドイツに配備されたNATO軍の駐留そのものの法的根拠が根本的に問題となってくることになる。なお、vgl. H. Rumpf, Das Recht der Truppenstationierung in der Bundesrepublik, 1969; K. Ipsen, Rechtsgrundlagen und Institutionalisierung der atlantischwest-europäischen Verteidigung 1967.

核軍拡とボン基本法

シングII等の配備は、将来に少なからざる手続法的な疑義あるいは禍根を残すことになったのである。

III ボン基本法の平和条項との関連

パーシングII等の配備をめぐっては、前節で検討したような手続法的な問題と並んで、いわば実体法的な問題、すなわち、パーシングII等の配備がはたしてボン基本法の定める平和条項さらには人権条項に違反しないか否かという問題が提起されている。ここでは、とりあえず平和条項との関連について検討してみることにする。

(一) ボン基本法の平和条項

ボン基本法が、現代憲法の一つとして平和主義をその特徴の一つとしていることについては、西ドイツにおいても広く一般に認められているところである⁴²⁾。第二次大戦に対する深い反省に基づいて制定されたボン基本法は、その制憲者の意向を反映して⁴³⁾随所に平和への意思を明文化しているが、具体的な

42) ボン基本法の平和主義についての文献としては、以下のようなものがある。T. Maunz, Die innerstaatliche Sicherung des äußeren Friedens durch das Grundgesetz der Bundesrepublik Deutschland, in: Epirrhosis Bd. I, Festgabe für C. Schmitt 1968 S. 285ff; F. Schlabendorff, Friedensgebot und Gewissen, in Festschrift für G. Müller, 1970 S. 403ff; U. Scheuner, Staatszielbestimmungen, in Festschrift für Forsthoff 1974 S. 324ff; H. Düx, Verfassungswidriges Verhalten des Gesetzgebers durch Nichterfüllung des Verfassungsauftrages aus Art. 26 Abs. 1 GG, in: Demokratie und Justiz 1974 S. 182ff; D. Lutz/V. Rittberger, Abrüstungspolitik und Grundgesetz, 1976; U. Mayer, Remilitarisierung und die antimilitaristische Struktur des Grundgesetzes, in: Mayer/Stuby (hg), Das lädierte Grundgesetz, 1977 S. 8ff; D. Lutz, »Positiver« Frieden als Verfassungsauftrag, in: Friedensanalysen für Theorie und Praxis Bd. 6 S. 178ff; P. Römer, Die Friedenspflicht im Grundgesetz, in: Demokratie und Recht 1982 S. 271ff; G. Frank, Der Friedensauftrag in der Wehrordnung des Grundgesetzes in: Steinweg (Red), Unsere Bundeswehr? 1981 S. 106ff; E. Benda, Frieden und Verfassung AöR Bd. 109 S. 1ff.

43) ボン基本法の制定過程における平和をめぐる論議については、D. Lutz, Krieg und Frieden als Rechtsfrage im Parlamentarischen Rat 1948/49 1982 S. 72ff.

規定としては、たとえばつぎのようなものがあげられる。

まず前文では、ドイツ国民は、「その国民的・国家的統一を維持し、かつ合一されたヨーロッパにおける同権の一員として、世界の平和に奉仕する意思に鼓舞されて」（傍点引用者）この基本法を決定したと定められており、ボン基本法の制定をうながした契機となったのが「世界の平和に奉仕する意思」であることを明らかにしている。ついで本文第1条2項では、「ドイツ国民は……世界における各人間共同社会・平和および正義の基礎として、不可侵の、かつ譲渡し得ない人権を認める」（傍点引用者）とうたっており、基本的人権の保障と平和の保障との密接不可分性を明示している。そして、この点とも関わって重要なのは、第4条3項の良心的兵役拒否権についての規定である。同条項では、「何人も、その良心に反して、武器をもってする戦争の役務を強制されてはならない」と定められており、人権としての良心が武器をもってする戦争遂行（準備）行為に優先する旨が憲法上承認されている。さらに、第9条2項では、団体の自由についての保障の例外として、とりわけ「諸国民の協調の思想に反する団体」が禁止される。団体の自由についてのこのような規定についてはもちろん問題がないわけではないが、このような規定も、とりわけつぎのような第26条の規定の趣旨の具体化ということでその意義が是認されることになる。

すなわち、第26条は、ボン基本法における平和条項の中でも中心的な役割をもつ条項であるが、同条第1項は、「諸国民の平和的共同生活を妨害するおそれがあり、かつ、このような意図でなされた行為、とくに、侵略戦争の遂行を準備する行為は、違憲である。このような行為は処罰されなければならない」と規定している。この条項については、項を改めて少し具体的に検討するが、いずれにしても、侵略戦争を準備する行為等が刑事制裁の裏付けのもとで禁止されている点は、注目に値するといえよう。

ボン基本法の平和条項としてさらに重要なのは、平和への意思に支えられた国際協調主義がつぎのような形で明文化されている点である。すなわち、第24条は、以下のように規定している。「(1)連邦は、法律により、高権作用を国際機関に移譲することができる。(2)連邦は、平和を維持するために、相互的・集団的安全保障制度に加入することができる。連邦は、そのさい、ヨーロッパお

核軍拡とボン基本法

よび世界諸国民間に平和的な永続的秩序をもたらし，かつ保障する高権作用の制限に同意するであろう。(3)国際紛争を規律するために，連邦は，一般的・包括的・義務的国際仲裁裁判に関する協定に加入するであろう」(傍点引用者)。ここでは，たとえば，相互的・集団的安全保障制度への加入が，文字通り「平和を維持するため」になされるのであって，それ以外の目的・動機によるものではないことが明記されている。また，「国際法の一般原則は，連邦法の構成部分である。それは，法律に優先し，連邦領域の住民にたいして，直接に権利・義務を生ずる」と規定する第25条も，平和的な国際協調主義の観点から見過しえないのである。武力による紛争解決を禁止した国連憲章の諸規定などは，かくて，西ドイツの国内法ともされているのである。

以上，ボン基本法に具体的に規定される平和条項をみてきた。以上のような多数の諸規定を踏まえれば，西ドイツにおいて，平和が「法秩序全体にとっての根本規範⁴⁴⁾」であるとか，「国家の目標規定⁴⁵⁾」であるとか，あるいは「基本法の本質的メルクマール⁴⁶⁾」であるとか，さらにはまた「すべての国家活動を貫ぬく構造原理⁴⁷⁾」であるとかいわれているのも，それなりに首肯できることになるのである。

(二) 基本法第26条1項の意義

ボン基本法の平和条項の中でも中心的な役割をもち，またパーシングII等の配備の合憲性を検討するに際しても直接関係をもってくる第26条1項の規範的意味内容を考察するにあたって，まずははじめに確認しておくべきことは，同条項は，決して単なるプログラム規定ではなく，直接的に適用される法規範としての性格を有しているということである。このことは，同条項が侵略戦争遂行の準備行為等を「違憲である」と明記し，さらにはこれら行為は「処罰されなければならない」と明記していることからも，条文上はっきりしているといえ

44) v. Mangoldt/Klein, Das Bonner Grundgesetz Bd. 1 S. 684.

45) Scheuner, a. a. O. S. 337.

46) Lutz/Rittberger, a. a. O. S. 104.

47) Däubler, a. a. O. S. 151.

よう。この点については、西ドイツの学説は、ほぼ完全に一致しているといってよい⁴⁸⁾。

そこで、問題は、具体的に同条項の意味内容如何であるが、同条項で違憲とされる行為は、繰り返して述べれば、「諸国民の平和的共同生活を妨害するおそれがあり、かつこのような意図でなされた行為、とくに侵略戦争の遂行を準備する行為」である。ここにおいてまず留意されるべきは、この条項においては、日本国憲法第9条とはちがって、必ずしもすべての戦争が禁止されているわけではないということである。ボン基本法の制定過程の当初にみられたそのような趣旨の草案は、制定過程の中で修正を余儀なくされ⁴⁹⁾、自衛のためになされる戦争は容認する現行の規定となったのである。かくして本条項をめぐる解釈問題の中でもっとも困難な問題の一つは、侵略戦争と自衛戦争の区別の基準を具体的にどこに求めるのかという点に存するととなるが、事実認定の困難性の問題を別とすれば、少なくとも解釈論上の基準としては、国際法のレベルの議論がこの問題についての指針とされ、とくに1974年の国連における「侵略の定義」が参照されていることは、解釈論の方向性としては基本的に妥当といってよいと思われる⁵⁰⁾。

ところで、第26条1項は、いうまでもなく「侵略戦争の遂行を準備する行為」のみを違憲とするのではなく、それをも含みながら、しかしそれに尽くされるわけでは必ずしもない「諸国民の共同生活を妨害するおそれがあり、かつ

48) v. Mangoldt/Klein, a. a. O. S. 684; Maunz, Kommentierung des Art. 26, in: Maunz/Dürig, Grundgesetz S. 3; Hamann/Lenz, Das Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland S. 392; K. Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland Bd. I, S. 375; K. A. Hernekamp, Kommentierung des Art 26, in: v. Münch (hg): Grundgesetz-Kommentar Bd. 2, S. 167; Däubler, a. a. O. S. 153.

49) 当初は「戦争の遂行」一般の準備行為が禁止されていたのが、審議の経過の中で「侵略戦争」へとかえられていった点については、Lutz, Krieg und Frieden als Rechtsfrage im Parlamentarischen Rat 1948/49, S. 72f; Düx, a. a. O. S. 182f; Jör Bd. 1 (1951) S. 237ff.

50) この点については、G. Frank, Kommentierung des Art. 26 GG, in: Reihe Alternativkommentare, Kommentar zum Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland Bd. 2, 1984 S. 1513f. なお、vgl. B. Röling, Die Definition der Aggression, in: Festschrift für E. Menzel 1975 S. 387ff.

このような意図でなされた行為」をも「違憲」と規定している。この点は、ある意味では侵略戦争か否かという問題に勝るとも劣らないほどに解釈論上微妙で困難な論点となっているが、この点についての西ドイツの学説をごく大ざっぱに分ければ、二つの傾向のものに分類することが可能であろう。すなわち、一つは、ここで違憲とされる行為の範囲を狭く限定して解釈しようとする傾向であり、あと一つは、これとは逆に「諸国民の共同生活を妨害するおそれがある行為」および「このような意図でなされた行為」の範囲を広く捉え、国家の対外的行動に厳しい枠をはめようとするものである。

たとえば、Maunz は、前者の傾向を代表するといってよいが、彼によればそのような解釈論をとる理由はほぼつぎのようなものとなる⁵¹⁾。すなわち、すべての対外的な行動はなんらかの形で国際的なあつれきをもたらす可能性をもっている。その意味では、解釈如何によってはあらゆる対外的な行動が違憲とされる可能性をもってる。しかし、そのような解釈が第26条の意図に合致しないことは明らかである。また、第26条1項の規定を文字通り解釈すれば、すべての国際法違反の行為が「諸国民の共同生活を妨害する行為」にあてはまることになりうるが、しかし、そのような解釈論は、国際法優位の下の融通のきかない一元論というべきであって、そのような一元論は、基本法第25条によってすでに否認されている⁵²⁾。第25条と第26条を合せて検討すれば、必然的に、すべての国際法違反行為が第26条1項1段の意味における平和妨害行為にあたると解する必要はない、ということになる。「以上の点からして、第26条1項1段の意味と目的については、諸国民の平和的共同生活あるいは妨害行為の概念を狭く限定して (einengend) 捉える解釈のみが正しいことになる⁵³⁾」。

このような観点から、Maunz は具体的に第26条1項1段の意味内容についてつぎのような議論を展開する。すなわち、たとえば侵略戦争は、諸国民の共同

51) Maunz, Kommentierung des Art 26 GG (a. a. O.) S. 4ff.

52) 基本法第25条は、「国際法の一般原則は、連邦法の構成部分である」と規定している。国際法のすべてが連邦法となるとは規定しておらず、これは同条が必ずしも国際法優位の下の一元論を貫き通しているわけではない証左である、というのが Maunz の主張である (Maunz, Kommentierung des Art. 25, in: Maunz/Dürig: Grundgesetz, Bd. 2, S. 6f.)。

53) Maunz, Kommentierung des Art. 26 (a. a. O.) S. 5.

生活を妨害する行為の單なる一例というのではなく、その主要な事例 (Hauptbeispiel) ということになる。本条項をこのように捉えれば、ここでは、国際的な危機 (internationale Krisen) のみが、すなわち諸国民の平和的共同生活を一層深刻に、一層不利に妨害することのみが問題とされていることが明らかとなる。換言すれば、「基本法は、国際法上の圧力手段の使用をすべて禁止しているわけではなく、単に悪意による『火遊び (Spiel mit dem Feuer)』のみを禁止しているにすぎない⁵⁴⁾」。さらに、「諸国民の平和的共同生活を妨害するおそれ」についても、警察法・治安法上の意味での具体的な危険の招来 (konkrete Gefährdung) が必要であって、単に抽象的な危険の招来では不十分である。諸国民の平和的な共同生活は、現実に妨害される必要はないが、少なくとも具体的に危険にさらされることが必要である。なお、諸国民の平和的共同生活を妨害しようとする「意図」については、行為の動機 (Beweggrund) と目的 (Ziel) が明確に諸国民の平和的共同生活を妨害しようとするものでなければならない。

ところで、以上のような第26条1項1段についての、いわば限定解釈論に対して、同条項で違憲とされる行為の範囲を広く捉えようとする傾向を從来代表してきたと思われるのが、Hamann/Lenz である。Hamann/Lenz は、要旨つぎのように説いている⁵⁵⁾。「諸国民の平和的共同生活を妨害するおそれ」については、なんら具体的な危険の招来は必要ではなく、抽象的な危険の招来 (abstrakte Gefährdung) で足りる。そのような「おそれ」の判断基準となるのは、国際的な平和秩序に関する諸法規である。国家機関がそれと意識して (bewußt) これら諸法規に違反する行為をおこなえば、「意図」は存在することになる⁵⁶⁾。また、「諸国民の平和的共同生活」への義務は、単に戦争あるいは武力行為の禁止の意味に解されるべきではなく、より積極的に善隣友好的な行動 (gutnachbarliches Verhalten) への義務の意味に解されなければならない。

54) Maunz, a. a. O. S. 5.

55) Hamann/Lenz, a. a. O. S. 392ff.

56) なお、「意図」をこのように捉えることは、学界の多数説といつてよい (Däubler, a. a. O. S. 155)。ちなみに、Hernekamp, a. a. O. S. 174 も、「意図」を Maunz のように厳格に解した場合には、「第26条1項1段の適用領域は、外交上の放火魔 (außenpolitische Pyromanie) の例外的事例に限定されてしまう」と批判している。

具体的には、たとえば、武力行使、侵略的手段によってのみ達成しうるような領土的要求を主張したり、それを実行に移したりする行為、諸国民あるいは諸民族への憎しみを宣伝する行為、さらには他国の内政関係に干渉する行為などは、本条項によって禁止されることになる。

しかも、Hamann/Lenz にあって特に注目される点は、「第26条1項からは、自衛戦争の準備は一般的に適法であるということは必ずしも導き出され得ない⁵⁷⁾」と述べられていることである。「自衛戦争の準備が非常に強烈に行われて、それが他国にとって絶えざる挑発行為となることもありうる。そのような場合には、自衛の準備そのものが国際的な平和秩序を侵害し、違憲となる。とりわけ過度の軍備拡張 (exzessive Aufrüstung) は、それが公けの紛争原因の除去のためのあらゆる解決提案をことごとく拒否することと結びつき、または平和確保のために『潜在的な敵』と協調することを一切拒否することと結びついた場合には、第26条1項の意味における『平和的な共同生活を妨害するおそれのある行為』となりうる。総力的な防衛準備体制 (totale Verteidigungsbereitschaft) は、自由で民主的な基本秩序と衝突するだけではなく、第26条によって明文化された、国際社会における平和的共存の原則にも衝突することになる⁵⁸⁾」。

このように、Hamann/Lenz にあっては、自衛や防衛を名目とする軍備拡張といえども無制限に許されるのではなく、第26条1項によって一定の枠がはめられることが指摘されているが、このような観点をさらに押しすすめ、自衛あるいは防衛概念の無限の自己増殖に具体的な憲法解釈論上の歯止めをかけようと試みるのが、Lutz/Rittberger あるいは Däubler などである。しかも、彼等にあって注目されるべきは、そのような具体的な歯止めの理論として、憲法上の比例原則 (Verhältnismäßigkeitsprinzip) が援用されている点である。比例原則とは、承知のように、一般的には人権制約立法の合憲性を判断する際の審査基準として薬局判決以来連邦憲法裁判所の判例でしばしば援用されてきた、それ自体憲法の構成要素の一つともいわれる原則である⁵⁹⁾が、これを防衛

57) Hamann/Lenz, a. a. O. S. 394. なお、Römer, a. a. O. S. 78 も同旨。

58) Hamann/Lenz, a. a. O. S. 394.

59) 憲法上の比例原則については、とりあえず、P. Lerch, Übermaß und Verfassungs-

上の政策あるいは措置の合憲性を判断する基準としても援用しうるとする理由は、Lutz/Rittberger によれば、ほぼつぎのようなものである⁶⁰⁾。まず第一に基本法第1条第3項は、國家の過度の介入に基づいてなされた基本権違反の侵害行為（戦争時の、および戦争を通じての）に対してその除去を求める実体法上の権利を承認しているだけでなく、基本法に内在する侵害禁止への尊重を（すでに平和時において）求める実体法上の権利をも保障している。さらに、国民には、少なくとも予想される損害が回復不能あるいは修復不能のものである場合には、将来の基本権違反の侵害行為に対してその不作為を求める権利もまた保障されている。第二に、憲法上の比例原則は狭義における権利の侵害に適用されるだけでなく、あらゆる種類の事実上の侵害行為にも適用される。この点は、現代戦争のもとで一般民間人の死者がぼう大な数にのぼっていることに照らせば、重要である。ともあれ、このようにして比例原則は、いまだ現実に行われてはいないが、行われた場合には回復不能な損害を伴うような侵害行為（事実上のそれをも含めて）にも適用されるのであり、防衛上の政策あるいは措置は、そのような侵害行為となりうる危険性をもっている。ところで、防衛措置は、単にそれによって「人間」が関わりをもたされてくるというだけではなく、それが「人間」のためになされることによってはじめて正当性をもつものである。基本法の価値秩序の中心にあるのは、人間であり、その尊厳と発展が国家目的と国家任務を規定し、限界づけている。防衛政策についてもこのことは妥当する。しかも留意されるべきは、基本法およびその平和への要請 (Friedensgebot) の中心にあるのは、単にドイツ人だけではなく、人間一般であるということである。したがって、防衛措置は外部に対しては決して報復的

recht 1961; L. Hirrschberg, Der Grundsatz der Verhältnismäßigkeit 1981 を参考。ちなみに、比例原則は、より具体的な基準としては、さらにつぎの三つから構成されているとされている。すなわち、(1)国家行為が一定の国家目的を実現する上で相当なものであるか否かという「相当性 (Geeignetheit)」の基準、(2)国家行為が一定の国家目的を達成する上でどうしても必要なものか否かという「必要性 (Erforderlichkeit)」の基準、そして(3)一定の国家目的とそれを達成するための手段との間に均衡あるいは比例性があるか否かという「狭義における比例性 (Verhältnismäßigkeit i. e. S.)」の基準である。

60) Lutz/Rittberger, a. a. O. S. 114ff.

性格をもってはならないのである。対内的には、「防衛」という概念自体がすでにその行使が不条理に (ad absurdum) わたらないようにという保護機能を内包している。すなわち、「防衛の価値は、その保護効果に対して合理的にみて支持し得る関係になければならないのである。簡単にいえば、防衛上の措置およびその準備行為は、つり合いのとれた (verhältnismäßig) ものでなければならぬ」⁶¹⁾。

このように述べて、Lutz/Rittberger は、防衛上の諸措置も比例原則、換言すれば、相当性 (Geeignetheit)，必要性 (Erforderlichkeit) そして狭義における比例性 (Verhältnismäßigkeit i. e. S.) に照らして審査されなければならないとし、具体的にはたとえば、政府の核による抑止戦略 (Strategie der Abschreckung) がこの審査基準に照らして合憲視されるか否かを批判的に検討している⁶²⁾。ここでは、その議論の詳細を紹介することは省略せざるを得ないが、ただいざれにしても指摘しておくべきは、このような見解は、Lutz/Rittberger にとどまることなく、Däubler⁶³⁾ や G. Frank⁶⁴⁾ などによっても採用されているということである。基本法第26条1項についての、あるいは総じてボン基本法の平和条項についての解釈基準として、このような最近の新しい傾向は十分に注目に値するものといえよう⁶⁵⁾。

61) Lutz/Rittberger, a. a. O. S. 117.

62) Lutz/Rittberger, a. a. O. S. 119ff. なお、Lutz/Rittberger と同様に、核による抑止力政策がボン基本法の平和命題に照らして疑義があるとする見解については、U. Mayer, a. a. O. S. 31; G. Frank, Der Friedensauftrag in der Wehrordnung des Grundgesetzes a. a. O. S. 112ff.

63) Däubler, a. a. O. S. 156ff. なお、Däubler によれば、比例原則が防衛領域についても妥当とするとする見解が正しいことは、「防衛政策上の措置が、基本法第2条2項の『規範領域』に関わること、さらにはそれが防衛措置に使われなかった場合には他の基本権のよりよい実現のために用いることができるであろう資源 (Ressourcen) の配分に関わること」だからとしても明らかとされる。

64) Frank, Kommentierung des Art. 26 a. a. O. S. 1509.

65) なお、その他、ボン基本法の定める「平和」についても単に消極的な平和だけではなく、もっと「積極的な平和」(positiver Frieden) の実現がそこには含意されているとする見解が、最近の平和研究の成果を踏まえて説かれていることは見過すべきではないであろう。この点については Lutz, »Positiver Frieden« als Verfassungsauftrag, a. a. O. S. 178ff; Frank, a. a. O. S. 1519ff.

(三) パーシングII等の性能と「柔軟対抗」戦略

ところで、パーシングII等の配備がポン基本法の平和条項に適合するか否かを吟味するにあたっては、いうまでもなく、パーシングII等がどのような性能をもち、それがどのような軍事戦略の下で配備されようとしているのかを明らかにしておくことが必要である。したがって、以下においては、この点についてごく簡単に検討してみることにする。

まず、パーシングII等の性能についてであるが、この点については一般的にどのような点が指摘されている⁶⁶⁾。(1)目標への到達度が非常に正確で、誤差は30~40m程度とされている。(2)パーシングIIの射程距離は1800km、また巡航ミサイルのそれは2400kmである。中距離ミサイルといわれるゆえんである。(3)飛行速度が早く、とりわけパーシングIIの場合には4~10分の間に目標地点に到達することができる。(4)パーシングIIは、高度の破壊能力をもっている。1800kmの射程距離内においては、いかなる攻撃目標をも99%の確実性をもって破壊することができるという。

つぎに、このような性能をもつパーシングII等の配備の背景にある軍事戦略がいかなるものであるかという点についてであるが、そのような軍事戦略として、いわゆる「柔軟対抗(flexible response)」戦略が存在することは、西ドイツの政府も、つとに認めてきているところである⁶⁷⁾。「柔軟対抗」理論は、1967年以来NATOが今日に至るまで公式に採用してきた軍事戦略理論であるが、西ドイツ政府の説明その他によれば、ほぼつぎのような内容をもっている⁶⁸⁾。

66) E. Boeker, Der Erstschlag wird möglich, in: Dürr/Harjes/Kreck/Starlinger (hg), Naturwissenschaftler gegen Atomrüstung 1983 S. 92ff; Paech, a. a. O. S. 2; Däubler, a. a. O. S. 68f; H. J. Neuman, Nuclear Forces in Europe 1982 S. 28 u. 50. などによる。

67) Deutscher Bundestag, Drucksache 10/487 S. 3ff; Bundesminister der Verteidigung (hg), Weißbuch, Zur Sicherheit der Bundesrepublik Deutschland 1983 S. 143ff.

68) 以下の点については注67)の政府関係の文献の他、D. Wolf, Die Entscheidung über den Einsatz von Nuklearwaffen, in: Aus Politik und Zeitgeschichte B18/79 S. 37ff.

核軍拡とボン基本法

この戦略理論の眼目は、NATO が東側からするいかなるレベルの攻撃に対してもいかようにも「柔軟に」対抗し得るような軍事力を常に確保し、かつ現実に攻撃があった場合にはそのように「柔軟」に対抗するという点にある。ちなみに、この理論の下で想定されている対抗形態としては、一応つぎの三つがあげられている。(1)直接防衛 (Direktverteidigung)。これは、攻撃側に対して、その攻撃形態のレベルにおいて、攻撃側が選んだ手段と同じもので対抗しようとするものである。換言すれば、ここでは在来兵器による戦争か想定されているが、もちろんつぎの対抗形態へのエスカレーションをも相手側は、つねに覚悟しておかなければならない。(2)熟慮されたエスカレーション (Vorbedachte Eskalation)。ここでは、在来戦争を原則としつつ、具体的な状況に即応して核兵器の選択的な使用が想定されている。つまり、在来兵器・装備による攻撃に対しても、ケイス・バイ・ケイスに核兵器を使用しようとするものである。このような対抗形態があることによって、相手側は、攻撃の継続によって得ようとする利益よりも、それによって受ける危険の方がはるかに大となることを覚悟させられる。(3)全般的な核による対抗 (Allgemeine Nukleare Reaktion)。これは、文字通り全面的な核戦争の遂行を意味している。相手側の核攻撃をも当然に想定した上で、相手側の核攻撃能力の破壊がここでは特に重要なってくる。そして、以上のような三つの対抗形態に関して留意されなければならないのは、「柔軟対抗」理論の下では、これら対抗形態はなんらシェマーティッシュな段階をたどって発現するものではないということである。「柔軟」対抗理論といわれるゆえんは、まさに、いかなるレベルの攻撃に対してもいかなる対抗形態をも必要に応じて臨機応変に、つまりは「柔軟」に選択しうるという点にある。「柔軟対抗」理論は、その意味では、NATO 側の軍事行動について最大限の選択の自由を確保するための理論であるといってよい。

ところで、以上のような「柔軟対抗」戦略に関してとりわけ重要と思われるものは、この戦略が、結局のところは、NATO の核による軍事的優位の確保および核による第一攻撃能力 (Erstschlagfähigkeit) の確保と不可分に結びつく傾向をもっている、あるいはそのようなものと不可分に結びつかざるをえない本質をもっているということである。たとえば、「熟慮された エスカレーション

ン」といった対抗形態は、文字通り核兵器の先制使用を意味しているが、そのためには、第一攻撃能力をもった核兵器の確保がどうしても必要となってくる。また総じてこの戦略は、核による抑止力 (Abschreckung) あるいは威嚇力 (Androhung) によって NATO の同盟国を守ろうとするものであるが、このような核による抑止力あるいは威嚇力が十分に機能を発揮するためには核の優位が相手側に対して少しでも確保されることが望ましいし、また必要であるという発想に不可避につながっていかざるをえないのである。

事実、このような発想は、西ドイツの「防衛白書」(1983年度版)においても、つぎのような形で間接的に認められている。「NATO の核兵器が効果的な抑止、なかんずく抑止力の再構築の機能を果しうるのは、ワルシャワ条約機構からするあらゆる考えられ得る形態の在来または核の攻撃に対して、それら核兵器が生き残り得る能力をもつ (*überlebensfähig*) 場合だけである。ヨーロッパにおけるアメリカの生き残ることのできる核兵器能力 (*überlebensfähiges Nuklearwaffenpotential*) だけが、ソ連に対して、在来または核の攻撃をヨーロッパに加えた場合にはこの地域からするアメリカの核兵器の直接使用にさらされ、かくて (ソ連が) 西ヨーロッパに対する関係で従来あらゆる手段をもって守ってきた核の聖域的性格を喪失するという威嚇を与えることができる。生き残ることのできる核兵器能力のみが、抑止力の継続性を保持すると共に、紛争のヨーロッパへの局地化 (Regionalisierung) はアメリカによって計画されていないし、ソ連によっては達成しないということの最後の証しとなる⁶⁹⁾」。

また、アメリカにおいても、このような核による軍事的優位性の確保の必要性は、政府当局者あるいは国防省当局によってしばしば指摘されてきた点であり、たとえば、最近でも、ペンタゴンから大統領に提示された、1984~88年の軍事政策の指針に関する文書の中では、ソ連を打ち首にする (decapitation) 能力の確保が要請されているという。しかも、それは、ソ連全体およびソ連と同盟している国々の軍事的・政治的機構を破壊し、核兵器および在来兵器で武装された社会主義諸国の軍事力をせん滅することを目的としてである⁷⁰⁾。

69) Weißbuch 1983 a. a. O. S. 153.

70) この点については Paech, a. a. O. S. 8.

核軍拡とボン基本法

パーシングII等の配備は、以上のようなアメリカの、そしてNATOの核戦略理論の下で行われつつあることは否定しえず、そうであるとするならば、その直接的な目的なり動機は、すでに広く指摘されているように⁷¹⁾、核による第一攻撃能力の確保にあると捉えることは、決して不合理ではないこととなるのである。いずれにせよ、前述したようなパーシングII等の性能、とりわけ短時間内に目標を正確に攻撃し、破壊し尽くすことができるという能力は、第一攻撃のための核兵器としてきわめて有効なものであることは否定しえないところなのである。

(四) パーシングII等の配備の合憲性

前項で検討したような性能と役割をもつパーシングII等の配備が、すでに前述したようなボン基本法の平和条項、とりわけ第26条1項に違反しないか否かが、本節の最後に検討されるべき問題であるが、この点、西ドイツの学説は、合憲説と違憲説に分れているといってよい。

まず、合憲説の立場にたつ v. Münch は、その根拠をつぎのように説く⁷²⁾。第一攻撃兵器 (Erstsenschlagwaffe) という言葉自体、なんら法的なカテゴリーではなく、軍事専門家、政治家さらには平和研究者の概念兵器庫から出されてきたものである。しかも、かりに第一攻撃兵器の主要なメルクマールを相手側の軍事力を破壊し尽くす能力 (Entwaffnungsschlag) と捉えれば、そのような能力をパーシングII等がもっていないことは平和研究者の間でも認められている。第一攻撃兵器を、第一次使用兵器 (Ersteinsatzwaffe) の意味に解したとしても、パーシングIIをそのような兵器とみなし得るか否かは疑問である。

また、ボン基本法の平和条項については、たとえば武力の行使および威嚇の禁止が第25条の意味における「国際法の一般原則」に属することは疑いない。しかし、パーシングII等の配備は、それがもっぱら相手側の武力攻撃に対する

71) Paech, a. a. O. S. 1ff, S. 69; Boeker, a. a. O. S. 92; M. Kreck, Eine ganz neue Entwicklung, Vergleich der Erstsenschlagfähigkeit von Persing II und SS20 aus mathematischer Sicht, in: Naturwissenschaftler gegen Atomrüstung, a. a. O. S. 97ff; Lutz, Weltkrieg wider Willen? 1981 S. 163ff.

72) v. Münch, a. a. O. S. 578ff.

抑止 (Abschreckung) に役立つのみである限りは、武力行使にあたらないことはもちろん、武力の威嚇 (Androhung von Gewalt) にもあたらない。パーシング II 等の配備が武力による威嚇になりうるのは、それが明白に侵略戦争の手段に用いられ、あるいは相手側に政治的 requirement の遂行を強制するために用いられる場合である。パーシング II 等の防衛的性格は、NATO の二重決議においても、連邦政府の声明においてもくり返し述べられている。基本法第26条1項については、それが国連憲章第2条4号の武力の禁止規定以上の意味をも含み得るものか否かについて争いが存するが、いずれにせよ、「外部からの攻撃を抑止し、かくして平和を守ろうとする保護措置は、——基本法第26条1項が要件としているような——『諸国民の平和的共同生活を妨害しようとする意図でなされた』ものではなんらない⁷³⁾」。相手方が主観的にどう受け取るかは、この場合、問題にならない。相手側の主観的な受け取方をかりに問題とすれば、たとえば単なる軍事演習も違憲な行動とされうるであろう。

このような合憲論に対しては、Lutz, Däubler などの違憲論が対抗して存在している。たとえば、Lutz は、要旨つぎのように主張する⁷⁴⁾。たしかに、第一攻撃能力を相手方の軍事力を破壊し尽くす能力と解すれば、パーシング II 等にはそのような能力はない。パーシング II 等には、ソ連の ICBM 体系を破壊し尽くすことはできないからである。にもかかわらず、パーシング II 等は、つぎのような意味で第一攻撃能力をもつ兵器といいう。すなわち、一方では、これら地上発射の中距離ロケットはその可動性にもかかわらず攻撃に極度に弱い性格をもっている。しかも他方では、その射程距離、目標到達の正確性並びに飛行時間の短かさなどからして、ソ連にとっては特別の脅威となっている。この二つのことから帰結されるのは、パーシング II 等がソ連の攻撃による破壊から免れる唯一の方法は、それを予防的に初期の時点で使用してしまうということである。かりに敵側の空になったサイロや発射台を攻撃するという危険を冒すべきでないとすれば、これら兵器体系は、その機能 (SS20 や ICBM の破

73) v. Münch, a. a. O. S. 581.

74) D. Lutz, Sind erstschlagsfähige Nuklearwaffen verfassungswidrig?, in; Frankfurter Hefte 1983 Heft 9 S. 23ff.

壞)の大部分を生じうべき戦争の初期の段階でのみ果たしうることになるのである。かくして、その結果は、双方の側における、核の第一攻撃への圧迫 (Zwang) である。「核のしきい (Nuklearschwelle)」は急速に低くなり、核の予防的な初期使用への要請と第一攻撃への圧迫が予防戦争 (Präventivkrieg) の危険を生み出すことになる。

基本法は、第26条1項で平和に対する抽象的な危険をも禁止している。核の抑止力体系そのものがすでにこの点に照らして疑わしいものであるが、パーシングII等の配備は、それが核のしきいを取りはずし、新たな軍事的選択の道を開くことによってこれまでの威嚇的性格をさらに深めることになる以上、憲法で許容された限界をはるかに越えることにならざるをえない。同条項はまた、侵略戦争の遂行を準備する行為を禁止しているが、これは、予防戦争を招来しうるような力学と傾向をも適切な時期に切り落そうとするものである。「基本法は、その全体像において、強い平和への要請 (Friedensgebot) を規定している。憲法によれば、ドイツ国民は平和に奉仕しなければならない。かりに基本法第26条1項の個々の規定についての上述のような解釈に疑問を抱く者がいたとしても、……憲法上の平和への要請が、疑わしい場合および争いのある場合の原則的な指針としての機能をもつことまでも否定することはできないであろう。そうとすれば、考えられうる一連の選択肢の中である一定の軍事措置および防衛準備行為に——パーシングII等の配備の場合のように——重大な疑義と恐れが付着している場合には、そのような措置を行わないようにすることを、憲法は要請しているのである⁷⁵⁾。」

また、Däubler も、要旨つぎのように主張する⁷⁶⁾。まずパーシングII等の配備は、核による第一攻撃のために行われるものである以上、国連憲章第2条4号で禁止された「武力の威嚇」に該当し、少なくともその趣旨をも合わせもつ基本法第26条1項に違反することになる。それは、また、防衛措置に適用される憲法上の比例原則にも違反する⁷⁷⁾。第一に、防衛措置は、より多くの安全を

75) Lutz, a. a. O. S. 28.

76) Däubler, a. a. O. S. 153ff.

77) Däubler, a. a. O. S. 157ff.

それによって実現し得るという意味で「相当性」をもたなければならぬが、パーシングII等の配備は、このような「相当性」に欠ける。なぜならば、それは、核戦争の危険をより現実的なものにし、いわゆる核のしきいを取りはらい、かくてより多くの安全を実現するのではなく、安全をより少ないものとするからである。NATOの戦略の原則的な支持者さえも、パーシングII等の配備が不安定化の作用をもっていることを認めている。かりに抑止力理論が憲法上は認められるとしても、それは、すべての防衛措置を認めたことにはならないのであり、「最初に攻撃した者は、二番目には死ぬ」という原則の下になされる措置のみが憲法上は認められていると捉えることは十分可能である。第二に、防衛措置は、それなくしては防衛が十分には確保し得ないという意味での「必要性」の要件をみたすものでなければならぬが、パーシングII等の配備は、この要件にも欠ける。一部にはワルシャワ条約機構の軍事的優位性が主張されているが、そのような優位性は、ヨーロッパに関する中距離ミサイルの分野ではなんら存在していないのであり、したがって、パーシングII等の配備は必要なものではないのである。換言すれば、防衛目的は、パーシングII等の配備がなされなかつた場合にも達成され得るのであり、パーシングII等の配備は、その意味では、いわゆる「過度 (Übermaß)」の措置ということになる。第三に、防衛措置は、それによって達成可能な効果とそれに伴う危険との間に不均衡があつてはならぬ、その点で「比例性」の要件が必要であるが、パーシングII等の配備は、この要件にも欠ける。基本法の下での防衛は、つねに人間の生命と尊厳のためになされるべきものであり、防衛によつてもたらされる犠牲者のことをも較量することが必要である。ところで、Weizsäckerの研究によつても示されるように⁷⁸⁾、連邦共和国は在来兵器でも核兵器でも軍事的には防衛し得ず、換言すればいかなる戦争もドイツの全滅をもたらすのである。「いざという場合に防衛すべき価値をまさに全滅させてしまうような防衛は、自殺の選択にも等しく、それは憲法の根本決定からはもはや是認され得ない⁷⁹⁾。」「比例性」の基準も、かくしてみたされることになる。

78) K. v. Weizsäcker (hg), *Kriegsfolgen und Kriegsverhütung* 1971. 但し、Däubler, a. a. O. S. 159 による。

79) Däubler, a. a. O. S. 159.

核軍拡とボン基本法

以上、パーシングII等の配備がボン基本法の平和条項に適合するか否かについて、西ドイツで行われている論議をひととおり検討してみた。ボン基本法の第26条1項については、それが防衛（自衛）上の措置を禁止するものでは必ずしもない点で日本国憲法第9条とちがうことはもちろんあるが、それにもかかわらず第26条1項で許される防衛（自衛）上の措置に憲法上の枠をはめ、防衛（自衛）措置の無制限の自己増殖に歯止めをかけようとする議論が西ドイツにおいて解釈論としてもなされてきていることは、重要であろう。比例原則を防衛問題にも適用しようとする見解も、そのような解釈論の一つとして注目されてよいが、いずれにしても、このような最近の傾向からすれば、パーシングII等の配備について平和条項との関連でも違憲論が主張されてきたことは、ある意味ではごく当然のなりゆきであったということができよう。パーシングII等は、少なくとも直接的には、防衛的性格をもつというよりは、むしろ攻撃的性格をもつ核兵器であることは、否定しがたいからである⁸⁰⁾。ボン基本法の平和条項がどこまで現実の核軍事拡大に歯止をかけることができるのか、それはボン基本法自身にとっても、さらには平和保障のためにも一つの重大関心事たることを失わないであろう。

IV パーシングII等の発射権限の所在と西ドイツの主権

パーシングII等の配備に関連して西ドイツで論議されているテーマとしては、さらに、パーシングII等の発射権限と西ドイツの主権との関連にかかわる問題がある。すなわち、西ドイツに配備されつつあるパーシングII等について、その現実の使用=発射を一体だれが決定するのか、もしこの点についてア

80) なお、v. Münch a.a.O. S. 580 は、パーシングII等は相手側からする攻撃に弱いので、攻撃される前に自ら攻撃のために使用してしまうという性向をもつという Lutz などの見解を批判し、それは、パーシングII等がソ連からの第一攻撃を受けやすいということを意味しているのであって、パーシングII等自体が第一攻撃能力をもった兵器であることを意味しているわけではないと主張する。しかし、パーシングII等が一方では攻撃に強く、他方では防衛に弱く作られていることは、全体としてはそれらが攻撃用兵器としての性格をもっていることを意味しているといわざるをえないであろう。

メリアの大統領のみが決定して西ドイツ側になんらの拒否権もないとすれば、それは西ドイツの主権に対する重大な侵害になるのではないかという問題である。以下、この問題について、西ドイツで論議されているところを検討してみることにする。

(一) パーシングII等の発射権限の所在

まず、パーシングII等の発射について一体だれが決定権をもっているのかという点について、連邦政府は、すでに1981年の段階でつぎのように述べている。「新しい中距離兵器（＝パーシングII等）もまた、アメリカによってのみ製造されたものであり、かつアメリカの処分権限の下に置かれている。その発射については、もっぱらアメリカの大統領のみが決定しうる。連邦共和国は、『引き金に指をかける』ことは一切できない。」⁸¹⁾

同旨のことは、1983年10月の段階でも、連邦政府の答弁書（前引）においてつぎのように述べられている。「ドイツ連邦共和国は、核国家ではないし、またそのような地位を求めるものでもない。連邦共和国は、すでに1954年に WEU（西欧連合）条約において、さらには核拡散防止条約（1968年）の批准を通して核兵器の製造、獲得並びに使用に関する権限を放棄した。連邦軍部隊への核兵器運搬手段の配備は、これと矛盾するものではない。これら部隊が NATO の統合指揮命令構造のもとに組み込まれていることによって、これら核兵器についてのドイツの国家の処分権限はいかなる時点においても存在してこなかつたのである。

NATO の枠内においては、NATO の防衛のための核兵器の使用許可および使用にも関わるところの信頼すべき合意の協議手続（Konsultationsverfahren）が存在している。この手続は、すべての NATO 構成国、したがってまた核をもたない同盟国の利益をも十分に配慮することを保障している。その際、ドイツ連邦共和国の意見には、核配備がなされている国家として特別の重きが置かれている。現行の協議手続は、アメリカの現行の法律および諸規定ともなん

81) Presse- und Informationsamt der Bundesregierung, Aspekte der Friedenspolitik 1981, 但し、A. Mechtersheimer (hg), Nachrüsten? 1981 S, 39f. による。

核軍拡とボン基本法

ら矛盾しない。協議手続は、非核諸国の利益を斟酌している。他の非核諸国の場合と同様、ドイツ連邦共和国は、——なかんずく効果的な抑止（力）にかんがみて——国家としての拒否権（Veto-Recht）を獲得しなければならない理由は、なんら見出し得ない。イギリスの核兵器の使用許可については、同盟内においては、アメリカのその場合と同様の協議手続が妥当する。協議手続の詳細は、秘密保持の下に置かれている。」⁸²⁾

以上のような連邦政府の見解によって、西ドイツ政府は、配備されつつあるパーシングII等の発射についてはなんら拒否権をもっていないことが明らかになったが、ただ、ここでなお検討されるべきは、連邦政府が上記答弁書の中で指摘しているところの核兵器の使用に関するNATO内部の協議手続が具体的にどのような実体をもつものであるのかという点である。あるいは換言すれば、協議手続の内容あるいは運用如何によっては西ドイツ政府がパーシングII等の発射についても実質的には拒否権をもつことと等しい結果になりうるのか否かということである。

(二) 核使用についてのNATOの協議手続

この問題については、連邦政府自身明言しているようにその詳細は秘密にされているので、具体的な内容は明らかではないが、ごく大体の輪郭を、D. Wolf⁸³⁾、D. Deiseroth⁸⁴⁾、さらには D. Mahncke⁸⁵⁾などの記述を通じて概観すれば、ほぼつきのようなものになるようである。

まず、NATOの協議手続に関しては、1962年のアテネにおけるNATO理事会が注目すべき決定を行った。ここにおいて、アメリカのNATO諸国に対する核による防衛義務が確認されるとともに、核兵器の使用についての政治的

82) Deutscher Bundestag, Drucksache 10/487 S. 7f. なお、ごく簡単に同旨を要約したものとして、Weißbuch 1983 a. a. O. S. 152f.

83) Wolf, a. a. O. S. 36ff.

84) Deiseroth, a. a. O. S. 19f.

85) D. Mahncke, Nukleare Mitwirkung 1972 S. 65ff. なお、この文献は時代的には1960年代末までしか扱っておらず、その意味で若干資料的に古いが、今日の核についての協議手続の基本はすでにこの時代に確立したので、十分参考に値する。

獨協法學

指針が定められ、さらには核兵器の使用に先立つ協議義務が原則的に確認された⁸⁶⁾。ついで、1966年のNATO理事会では、フランスを除きすべてのNATO加盟国から成る防衛計画委員会(Defense Planning Committee)と、とりわけ核問題についての協議機関としての役割をもつ核計画分科会(Nuclear Planning Group)とが設立された⁸⁷⁾。さらに、1969年12月にロンドンで開かれたNATO理事会では、核兵器の使用に関する協議手続について防衛計画委員会の決定を踏まえてより具体的なとりきめがなされた⁸⁸⁾。すなわち、「核の協議手続のための指針」(Richtlinien für das nukleare Konsultationsverfahren)がそれである。これによって、今日の協議手続の基本は確立したとされる⁸⁹⁾。

そこで、協議手続の具体的内容であるが、まず通常の場合(Regelfall)には、アメリカなど核保有国がNATOの防衛のために核兵器を使用しようとする時、あるいはNATOの他の構成国の政府またはNATOの軍司令官が核兵器の使用を要請しようとする時には、その旨が、ただちにNATOの各構成国政府および防衛計画委員会に伝達される。防衛計画委員会では、構成国政府がその見解を、とりわけ核兵器の使用によって達成すべき政治的、軍事的目的、核兵器使用の方法、さらには核兵器の使用ないしは不使用により生じ得る結果などについて見解を述べ合うことになる。ここでの論議は、当該核保有国政府に伝達され、当該政府は、これらの論議を踏まえた上で核使用についての決定を行う。なお、この決定に際しては、使用される核兵器が配備されている国の意向、あるいは核兵器の使用の結果(核による反撃など)に重大な関わりをもつ国の意向が特に考慮されることとされる。核保有国政府の核使用についての決定は、改めてNATOの各國政府、NATOの理事会、さらにはNATOの軍司令官に伝達される。

以上の手続からも明らかのように、核兵器の使用についての決定は、最終的には、あくまでも当該核兵器の保有国政府が、したがってアメリカの核兵器についてはアメリカの大統領がこれをなしうるということになる。もっとも、形

86) この時の共同声明は、Europa-Archiv 11/1962 S. D 298ff. に収録されている。

87) Mahncke, a. a. O. S. 223 u. 243.

88) この時の共同声明は、Europa-Archiv 4/1970 S. D 77f. に収録されている。

89) vgl. Wolf, a. a. O. S. 37; Deiseroth, a. a. O. S. 19.

核軍拡とポン基本法

式的に、あるいは厳密にいえば、アメリカの大統領が決定しうるのは、核兵器の使用許可 (Freigabe) で、実際の使用 (Einsatz) そのものではないとされている。実際の使用は、NATO の最高司令官であるヨーロッパ統合最高司令官 (Supreme Allied Commander in Europe) が、大統領の使用許可を踏まえた上で、さらにもろもろの軍事的裁量判断を加えて決定する建前とされている。しかし、ここにおいて留意されるべきは、ヨーロッパ統合最高司令官 (SACEUR) は、NATO の最高指揮命令権者であると同時に、アメリカ合衆国軍隊のヨーロッパにおける最高司令官としての地位をも有しているという事実である。後者の立場においては、ヨーロッパ統合最高司令官 (SACEUR) は、合衆国軍隊についての最高指揮命令権者である大統領の命令に服ざるを得ず、かくして大統領の核使用許可の決定は、実質的にはヨーロッパ統合最高司令官を拘束することになるのである。

ところで、重大というべきは、以上のような協議手続に関しては一つの留保条件が付されているということである。すなわち、上記の協議手続は、時間と状況が許すかぎり (time and circumstance permitting) において履行される建前とされているのである。裏返していえば、「時間と状況」が許さなかった場合には、あるいはそのようにアメリカ大統領が判断した場合には、上記の協議手続を踏むことは必ずしも義務づけられてはいないのである。そして、「時間と状況」が許すか否かの判断は、アメリカ大統領に委ねられているのである。たとえばアメリカの国家利益が、あるいはアメリカ国民の生命の保障が、さらには NATO 同盟国軍隊の保護などが合衆国の即時の行動を必要とすると大統領が判断すれば、大統領の核兵器使用についての決定は、NATO 同盟国との上記協議手続を踏むことなしに行われる。

このような留保条件の存在は、とりわけ核運搬手段の飛躍的発達によって時間の要素が決定的に重要な意味をもつに至っている現代の戦争あるいは紛争の下においては、協議手続の意義をその基礎から形骸化するほどの効果をもちうるといってよいであろう。Wolf は、この点をつぎのように明確に指摘している。「合衆国は、……事態が（たとえば奇襲攻撃の場合のように）然るべき協議手続を踏むことを許さず、あるいは即時の対応を必要としているような場合

(『主観的な見方』からしても)には、同盟国との事前の協議なしに、独自の決定を下す自由をもっている⁹⁰⁾。」しかも、Wolfによれば、このような留保条項は、NATOの他の構成国政府によっても承認されているという。その理由は、核兵器の使用という微妙な問題についてはアメリカの利害とヨーロッパの非核国家との利益が対立し、コンセンサスが得られない可能性が十分にあり、そうなっては迅速な対応が得られなくなるからであるという⁹¹⁾。西ドイツ政府においていえば、核兵器使用に対する拒否権は、より明確にそれが核の抑止力に性格的な影響を及ぼすという理由で放棄されたともいわれている⁹²⁾。かくして、パーシングII等についても、結局においては、いわゆる二重鍵制度(Zwei-Schlüssel System)の導入は放棄されたのである⁹³⁾。

このようにみてくれれば、核兵器使用についてのNATOの協議制度が、西ドイツ政府の実質的な拒否権を保障するものではないことはもちろん、それ自体きわめて形式的なものであること(少なくとも、それが本来真に必要な事態においては)がほぼ明らかとなってくるのである⁹⁴⁾。

(三) 西ドイツの主権との関連

パーシングII等の現実の使用=発射権限の所在について以上のようなことが指摘できるとした場合、それがはたして西ドイツの主権の重大な侵害を意味す

90) Wolf, a. a. O. S. 38.

91) Wolf, a. a. O. S. 38.

92) Mahncke, a. a. O. S. 250.

93) パーシングII等の配備に際しては、一時期、二重鍵制度(Zwei-Schlüssel System)つまりアメリカの大統領と並んで西ドイツ政府もパーシングII等発射の鍵をもつ制度が検討されたが、それは、結局西ドイツ政府の方で採用を辞退したという(Ruehl, a. a. O. S. 109f)。なお、K. Feldmeyer, Atomare Mitbestimmung im Bündnis, in Frankfurter Allgemeine v. 17. 10. 1983 も、核兵器使用についての西ドイツの拒否権を認めることができない理由の一つとして、それがNATOの行動範囲を著しく狭くし、その抑止力への信頼性を低めることになる点を挙げている。

94) なお、前引のようにパーシングII等の配備そのものにはなんら違憲の疑いはないという立場をとる v. Münch, a. a. O. S. 581 も、「配備と使用とは厳格に区別されるべきである」として、パーシングII等の発射について西ドイツ政府が拒否権を有しないことに対して「最低限緊密な協議手続は早急に必要である」と述べて現在の協議手続のあり方を間接的に批判している。

ることにならないかどうかということが、問題となってくる。なぜならば、パーシングII等は、もちろん、直接的には西ドイツ国民に対して向けられたものではなく、ソ連をはじめとするワルシャワ条約機構に対して向けられたものであるが、それらが一旦発射された場合には、当然にソ連の側からする核の反撃を想定せざるをえず、そうなった場合には、西ドイツは東西の境を接する国として全土が核戦争の最大の舞台となり、かくして西ドイツ国民の間でぼう大な数にのぼる犠牲者が生まれてくることは容易に予想されうるからである。そして、このように西ドイツ国民の生存と死についての決定的な影響を及ぼすことになるパーシングII等の発射について、西ドイツの国民自身あるいはその代表者が決定するのならばともかく、そうではなく、アメリカの大統領が決定するすれば、このような国家と国民の生死にかかわる事項の決定権限についての他国大統領への委譲は、主権の重大な侵害として憲法の明文の規定なしには許容しえないのでないかと考えられるからである。この問題について、連邦政府は、違憲な主権侵害の問題は生じないとしているが、その根拠は必ずしも明確ではなく⁹⁵⁾、これに対しては、学説上少なからざる批判が提起されているのである。

ところで、主権制限の問題については、ボン基本法自身、すでに前述したように一定の明示的な規定を設け、一定の条件下に主権制限を認めていることがたしかに留意されるべきであろう。基本法第24条1項と同2項がそれであり、同条項は、ここに繰り返して引用すれば、つぎのように規定している。
「(1)連邦は、法律により、高権作用 (Hoheitsrechte) を、国際機関 (zwischenstaatliche Einrichtungen) に委譲することができる。(2)連邦は、平和を維持するため、相互的、集団的安全保障制度 (System gegenseitiger kollektiver Sicherheit) に加入することができる。連邦は、その際、ヨーロッパおよび世界諸国民間に平和な永続的秩序をもたらし、かつ保障する高権作用 (Hoheitsrechte) の制限に同意するであろう。」したがって、ここにおいて一応検討されるべきは、パーシングII等の発射についてアメリカの大統領が決定権をもち、西ドイツ政府は拒否権すらも持ちえないことが、このような条項によって正当

95) Deutscher Bundestag, Drucksache 10/64 S. 36.

獨 協 法 學

化されうるのかどうかという点であるが、この点、西ドイツにおいても少なからざる疑問が提起されているといえよう。

まず第24条1項についてみれば、同条項はあくまでも「国際的な機関」への高権作用の委譲を認めているのであって、アメリカの大統領のような他国の政府機関への高権作用の委譲を認めては決してないことが指摘されている⁹⁶⁾。たしかに、同条項にいう「国際的な機関」の意義についてはさまざまな議論が存するが、ごく大ざっぱにいって、「構造的一体性の要請」をみたし⁹⁷⁾、かつその機関の中で西ドイツが他国と同等に決定過程に加わりうるような国際組織機構がここで考えられているとすることについては、学説上も支持されているといってよい。具体的には、たとえばNATOがこのような「国際的な機関」に該当するか否かは論議の存するところである⁹⁸⁾が、かりにNATOがこれに該当するとしても、西ドイツが軍事的高権作用の委譲を行っているのはあくまでもNATOに対してであって、それとは組織的に独立しているアメリカ大統領に対してではないのである。もっとも、アメリカの大統領自身は、NATOの理事会の承認の下に核兵器の使用についての権限を委ねられているとする反論もありえようが、このような権限の委譲は少なくともポン基本法第24条1項が許容するものではなく、したがってNATOの他の構成国の場合も別としても少なくとも西ドイツについては憲法上是認しないというのが、Däublerなどの考え方である⁹⁹⁾。

96) Däubler, a. a. O. 119; Paech, a. a. O. S. 33.

97) 「構造的一体性 (strukturelle Kongruenz) の要請」とは、西ドイツとその組織構造原理において一体性あるいは同一性をもった国際機関への高権作用の委譲のみが認められるとする考え方である。Däubler, a. a. O. S. 116; v. Mangoldt/Klein, a. a. O. S. 663. Lutz/Rittberger, a. a. O. S. 90.

98) ちなみに、連邦政府は、NATOは基本法第24条2項の問題であって、同条1項の問題ではないとしている (Deutscher Bundestag, Drucksache 10/444 S. 12)。

99) 戦時においてヨーロッパ統合最高司令官 (SACEUR) が連邦軍に対しても指揮命令権をもつことが第24条1項の運用事例として肯定できるか否かについては論議がある (O. Rojahn, Kommentierung des Art. 24, in: v. Münch (hg), Grundgesetz-Kommentar, a. a. O. S. 114; Däubler, a. a. O. S. 113ff) が、この点がかりに肯定できるとしてもアメリカの大統領がパーシングII等について専属的使用権をもつことまでこれによって肯定することにはならないであろう。

なお、第24条1項については、同条項が主権 (Souveränität) あるいは国家権力 (Staatsgewalt) それ自体ではなく、いわば主権や国家権力から派生する個別の高権作用 (Hoheitsrechte) の委譲を認めているにすぎない点も合せて指摘されている。国家の存在や国民の生死を全面的に他国政府に依存せしめるような主権の全面的な委譲は、同条項では考えられていないのである¹⁰⁰⁾。同条項が、単に「法律により」高権作用の委譲を認めていることも、そのことの一つの理由となりうるであろう¹⁰¹⁾。かくして、パーシングII等の発射についてアメリカの大統領が専属的な権限をもっていることは、西ドイツ国民の生死の鍵を大統領に委ねたにも等しく、同条項による正当化には、少なからず疑義が存することになるのである。

つぎに、第24条2項についてであるが、同条項でいう「相互的・集団安全保障制度」とは、本来 NATO のような、仮想敵国を前提とし、かつ対象とする軍事同盟とはその性格を異にするものである点が留意され得よう。たとえば、すでに1950年代において Forsthoff も、同条項にいう「相互的・集団的安全保障制度」と従来の伝統的な軍事同盟のちがいをつぎのように指摘している。「(集団的安全保障制度の) 主要な考え方、したがってまたそれと従来の同盟 (Allianzen) や盟約 (Bündnisse) とのちがいは、集団的安全保障制度は、敵国あるいは潜在的な敵国に対して向けられたものではなく、それは開かれたもの、潜在的な敵国をも含むものであり、そうすることによって平和確保と全般的な安全保障の機能を目指しているという点にある。潜在的な敵国も、まさにみずからその機構に加入し、その手段と手続に服することによって、軍事力の行使を放棄することが求められているのである。それは、同盟とはまさに相対立する平和確保のテクニークである。けだし、同盟の場合には、潜在的な平和破壊者は同盟の外に留まり、同盟はその潜在的な平和破壊者に向けられているからである¹⁰²⁾。」

100) v. Mangoldt/Klein, a. a. O. S. 660; Maunz/Dürig, a. a. O. S. 24; Däubler, a. a. O. S. 118.

101) なお、パーシングII等の配備については、この「法律により」高権作用を委譲するという要件も欠けることになる。

102) E. Forsthoff, Wehrbeitrag und Grundgesetz, in; Der Kampf um den Wehr-

獨 協 法 學

このような意義をもつ相互的集団安全保障制度には、国連などがあてはまりこそそれ、NATOのような軍事同盟があてはまらないことになるのである¹⁰³⁾。またかりにこの点を一步譲って連邦政府が主張するようにNATOがこれに該当すると捉え得たとしても、アメリカの大統領までがこれに含まれると捉えることはできないことになるのである¹⁰⁴⁾。

なお、以上のような第24条1、2項の規定とも合せ関連して最後にごく簡単に言及されるべきは、ボン基本法が第115a条以下においていわゆる防衛事態の確定を原則として連邦議会と連邦参議院の同意の下に行う旨規定している点である。これは、いうまでもなく、戦争を行うか否かという国民の生死に直接関わる重大問題については、国民主権の原則に基づき国民代表議会が原則的に決定すべきことを明記したものということができる。ところが、パーシングII等の発射についてアメリカの大統領が決定権をもち、かりに西ドイツ政府がそれに反対したとしても、大統領の権限にもとづきパーシングII等の発射を命じうるとすれば、それは、西ドイツが戦争に突入するか否かについて、連邦議会や連邦政府が決定するのではなく、まさにアメリカの大統領が決定するということになりかねないのである。このような戦争権限の他国政府機関への実質的な委譲は、基本法第115a条以下に照らしても少なからず疑問とされ得るのである¹⁰⁵⁾。

以上、パーシングII等の発射権限をアメリカの大統領が有し、西ドイツ政府がこれについて拒否権をも持ち得ないことが、西ドイツの主権に対する重大な侵害とされざるを得ないことをごく簡単に検討してきた。たしかに、連邦政府自身、そして連邦議会（の多数）も、そのようなパーシングII等の発射権限の所在については承知した上でその配備に同意を与えていたのであるが、しかし、このような同意によって、ボン基本法の主権原理を変更し得ないことは、

beitrag Bd. 2, 1953 S. 335f.

103) Däubler, a. a. O. S. 114f; Lutz/Rittberger, a. a. O. S. 90f; Mayer, a. a. O. S. 20f; H. Ridder, Die Souveränität der BRD und ihre Position in der westlichen Allianz, in; Juristen gegen Kriegsgefahr in Europa 1983 S. 53. ただし, Stern, a. a. O. S. 406 などは反対の立場をとっている。

104) Paech, a. a. O. S. 33; Frankfurter Rundschau v. 17. 11. 1983.

105) この点については、Frankfurter Rundschau v. 17. 11. 1983; Lutz, a. a. O. S. 19.

核軍拡とボン基本法

もちろんであろう。問題は、別にパーシングII等の配備にはじまったわけではなく、そもそも西ドイツがアメリカの核配備を認めた時点から存在していたのであるが、パーシングII等の配備は、問題の本質をより一層先鋒な形で提示することになったといってよいと思われる。

(未完)